

令和4年度 第2回四街道市社会教育委員会議次第

日時：令和5年1月30日（月）13：30～15：00

場所：市第二庁舎2階 第2会議室

- 1 開会
- 2 教育長挨拶
- 3 委員長挨拶
- 4 会議の公開等について
 - (1) 会議の公開
 - (2) 会議録の作成
 - (3) 議事録署名人
- 5 議題
 - (1) 四街道市芸術文化振興助成金の審査
- 6 その他
 - (1) 令和4年度社会教育関連事業の報告
 - (2) 令和4年度印旛郡市社会教育振興大会の報告
 - (3) 委員長報告
 - (4) その他
- 7 閉会

令和5年度 芸術文化振興助成金交付要望申請一覧

No.	団体名 代表者・氏名	開催日時 開催場所	事業名 目的 ゲスト等	入場料 予定入場者	総経費額 助成対象額 要望金額	判断要件 (要綱・基準)
1	四街道太鼓みかさ会 笠原 春男	令和5年9月3日(日) 四街道市文化センター 大ホール	(事業名) 四街道太鼓みかさ会35周年記念公演 (目的) 多くの和太鼓楽曲に触れて頂き、和太鼓の多彩な魅力をお伝えすることで、和太鼓を身近に感じて頂きたい。より多くの皆様に和太鼓への関心を持って頂くことで、市の和太鼓芸術の振興に繋げていきたい。	入場無料 予定入場者300名	565,000円 330,000円 165,000円	①要綱 第2条第1項第1号(音楽・演劇公演) ②要綱 第4条第1項第1号(市内1/2以内の額) ③基準 第3条第1項第1号(市民が実施) ④基準 第4条第1項第2号(記念・周年事業) ⑤基準 第5条第1項第1号(市内域内)
2	四街道市民ミュージカル実行委員会 福井 康良	令和5年8月27日(日) 四街道市文化センター 大ホール	(事業名) 第6回 四街道市民ミュージカル 「ガス燈 妖精物語」 (目的) 質の高いプロの演出家・脚本家・音楽家・舞踊家を講師として招き、芸術文化に直接触れたり、観賞する中で、市民の芸術性、文化性の意識的高揚に貢献する。	入場料2,000円 (子ども・障がい者 1,000円) 予定入場者1,200名	4,305,000円 2,414,000円 500,000円	①要綱 第2条第1項第1号(音楽・演劇公演) ②要綱 第4条第1項第1号(市内1/2以内の額) ③基準 第3条第1項第1号(市民が実施) ④基準 第4条第1項第1号(企画事業) ⑤基準 第5条第1項第1号(市内域内)
3	四街道混声合唱団 中村 博高	令和5年9月17日(日) 四街道市文化センター	(事業名) 四街道混声合唱団 創立40周年記念演奏会 (目的) コロナ禍継続の中、歌声を通じ多くの幅広い年齢層の市民の皆様へ心の安らぎ、元気と勇気を感じていただく。四街道の音楽・合唱を愛する市民の底辺を拡大し、合唱音楽文化の振興に貢献していきたい。	入場無料 予定入場者700名	780,000円 600,000円 200,000円	①要綱 第2条第1項第1号(音楽・演劇公演) ②要綱 第4条第1項第1号(市内1/2以内の額) ③基準 第3条第1項第1号(市民が実施) ④基準 第4条第1項第2号(記念・周年事業) ⑤基準 第5条第1項第1号(市内域内)
4						

四街道市芸術文化振興助成金交付要望書

令和 4年 12月 8日

四街道市教育委員会教育長 様

申請者

住所又は所在地

四街道市 [Redacted]

団体名

四街道太鼓みかさ会

代表者氏名

笠原 春男

TEL

[Redacted]

【携帯】

[Redacted]

下記の事業について助成金の交付をうけたいので、関係書類を添えて要望いたします。

記

1 事業名 四街道太鼓みかさ会 35周年記念公演

2 交付要望額 165,000 円

3 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 規約・会則等、会員名簿
- (4) 活動内容の分かる資料 (チラシ・パンフレット等)
- (5) 市外開催に係る理由書 (市外開催の場合のみ)



【担当者連絡先】

〒 [Redacted]
 住所 [Redacted]
 氏名 [Redacted]
 TEL [Redacted]
 Fax [Redacted]
 E-mail [Redacted]

事業計画書

事業名	四街道太鼓みかさ会 35 周年記念公演
事業区分	企画事業 ・ 記念・周年事業
日時	令和 5 年 9 月 3 日 14 時～16 時 30 分
会場	名称 四街道市文化センター 大ホール (収容定員 943) 所在地 四街道市大日 3 9 6
参加者人数	約 320 人 (主催団体 20 人 + 一般参加者見込 300 人)
事業目的 【意義・効果】	<p>事業について、<u>市民参加の度合い (市民参加型や地域運動型等、教育普及効果の高さ)</u>、公益性・公共性、(芸術性、創造性) 等が審査対象になりますので、具体的に詳しく記入下さい。</p>
	<p>市民参加性</p> <p>(市民にどのように参加してもらうのか、どのように呼びかけるのか等) 市民文化センターにて和太鼓演奏・よさこいソーラン演舞の公演を入場無料で開催することで、「和」の伝統芸能に気軽に触れて頂ける機会を、広く市民の皆様にご提供します。 市内小中学校、公民館等へのポスター掲示と、市政だより「みんなのひろば」への掲出により、市民の皆様への周知を図ります。</p>
	<p>公益性・公共性</p> <p>(助成金の活用方法や効果、開催の意義等) 四街道太鼓みかさ会による和太鼓演奏と、四街道 舞謳歌による よさこいソーラン演舞を通じ、広く四街道市民の皆様へ「和」の伝統を感じて頂く催しをご提供することで、伝統文化振興の一助になるものと考えます。</p>
	<p>期待される効果</p> <p>(今後の発展性等) 多くの和太鼓楽曲に触れて頂き、和太鼓の多彩な魅力をお伝えすることで、和太鼓を身近に感じて頂きたいと思っております。より多くの皆様に和太鼓への関心を持って頂くことで、市の和太鼓芸術の振興に繋げていきたいと考えています。</p>
	<p>その他</p> <p>(事業の特徴や独自性、特記事項等) 四街道太鼓みかさ会は平成元年に四街道初の和太鼓サークルとして誕生し来年 35 周年を迎えます。地域の祭り、市のイベント、福祉施設等での和太鼓演奏活動を通じ、市民の皆様へ和太鼓の魅力をお伝えしてきました。 平成 26 年には本助成金の交付を受け、25 周年記念公演を開催しました。その後 10 年の節目を迎え、35 周年記念公演を企画します。</p>

事業内容	ジャンル	音楽・演劇・舞踊・伝統芸能・美術・文芸・文化財 その他（ ）
	入場者見込数	300名（事業が複数の場合は延べ人数）
	入場料の徴収	有（ ）円 ・ 無 割引（有・無）
	広報・周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ポスター掲示、及びチラシ配布（市内小中学校、公民館等） ・市政だより「みんなのひろば」掲出 ・関係団体等への案内状送付
	後援・協賛者	後援：四街道市教育委員会（予定）
構成等	<p>（演目や曲目、特別出演者、展示作品の種類や点数等、事業の内容を具体的に記入下さい。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・和太鼓演奏 四街道太鼓みかさ会オリジナル楽曲の演奏 曲目：大地の宴、初陣、Kassai、始まりの瞬間、他 ・特別出演者（予定） 四街道 舞謳歌による、よさこいソーラン演舞 	
その他・特記事項	<p>《四街道太鼓みかさ会の主な活動》</p> <p>四街道太鼓みかさ会は、地域の祭り、市のイベント、福祉施設等での和太鼓演奏活動を通じて、市民の皆様に和太鼓の魅力をお伝えしております。</p> <p>市イベント：ふるさと祭り、社協まつり、産業祭、市民文化祭 福祉施設：あさひ園、ケアプラザ四街道、あすみの丘 地域の祭：四街道一区夏祭 他</p>	

収 支 予 算 書

【収入の部】

区 分		予 算 額 (単位：千円)	積 算 内 容 (単位：円)
事業 収入		0	
	小 計 (ア)	0	
市助成金 (イ)		165	助成金対象経費総額の 1/2 165,000 円
自己 負担	会員参加費	155	成人会員 10,000 円×11 人= 110,000 円 小中高生 5,000 円× 9 人= 45,000 円
	団体拠出金	245	みかさ会運営費より拠出 245,000 円
	小 計 (ウ)	400	
総額 (ア) + (イ) + (ウ)		565	

【支出の部】

区 分		予 算 額 (単位：千円)	積 算 内 訳 (単位：円)
助成金 対象経費	使用料	108	会場使用料 100,600 円 楽屋使用料 7,230 円
	舞台費	87	照明附属設備 65,290 円 舞台附属設備 1,160 円 音響附属設備 20,320 円
	謝金	60	会場整理員 10,000 円×4 人= 40,000 円 受付 10,000 円×2 人= 20,000 円
	印刷費	25	ポスター印刷 11,500 円 チラシ印刷 6,500 円 プログラム印刷 7,000 円
	出演料	20	舞謡歌出演料 20,000 円
	記録費	20	ホームビデオ録画 20,000 円×1 人= 20,000 円
	通信費	10	案内状送付、通信連絡 等 10,000 円
	小 計 (A)	330	
助成金 対象外経費	衣装代	200	衣装作成 10,000 円×20 人= 200,000 円
	会議費	20	昼食・飲物代 1,000 円×20 人= 20,000 円
	会場費	12	練習場使用料 1,500 円×8 日= 12,000 円
	消耗品	3	事務用品代(筆記用具等) 3,000 円
	その他	0	
	小 計 (B)	235	
総計 (A) + (B)		565	

四街道太鼓 みかさ会規約

四街道太鼓

みかさ会

第1条 (名称) 本会は、四街道太鼓 みかさ会と称する。
(以下「みかさ会」と言う)

第2条 (目的) みかさ会は会員相互の理解と協力のもとに、日本太鼓に対する知識を深め、技術を高めながら明るい地域づくりに寄与し、つぎの事業を行なう。

- ① 会員の定期練習会
- ② 各イベントへの積極的参加
- ③ 目的達成に必要な事業

第3条 (会員資格) ① 四街道市に居住する人に限り入会を認める。
(小学4年生以下は、家族の同伴を必要とする。)
*但し役員の承認がある場合は、この限りではない。
② 他の会員と協力して団体行動ができ、他人に迷惑をかけない様に出来る事。

第4条 (役員) みかさ会に次の役員をおく。
会長 1名 副会長 1名 会計 1名

第5条 (選出方法) 役員は、総会において相互により選出する。

第6条 (会費) 月 大人4,000円 高校生3,000円 小中学生2,000円
入会金10,000円

第7条 (入会脱会) ① みかさ会に入会及び脱会しようとする者は、役員の承認を得なければならない。
② 会員として相応しくない会員、会費を3ヶ月以上滞納する会員については役員合意の上脱会させる事が出来る。
③ 脱会する者は、みかさ会揃いの衣装を無償にて寄与する事。

第8条 (会計) みかさ会の会計年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月末日に終わる。

第9条 (その他) 演奏に必要なバチ、衣装等は個人負担で購入する。

付則 この規約は、平成1年9月1日から施行する。(みかさ会設立)
平成7年9月1日一部訂正。
平成9年12月 一部改正

四街道市芸術文化振興助成金交付要望書

令和 4年 12月 9 日

四街道市教育委員会教育長 様

申請者

住所又は所在地

四街道市

四街道市民ミュージカル事務所

団体名

四街道市民ミュージカル実行委員会

代表者氏名

実行委員長 福井 康良

TEL

【携帯】

下記の事業について助成金の交付をうけたいので、関係書類を添えて要望いたします。

記

1 事業名 第6回 四街道市民ミュージカル「ガス燈 妖精物語」

2 交付要望額 500,000円

3 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 規約・会則等、会員名簿
- (4) 活動内容の分かる資料（チラシ・パンフレット等）
- (5) 市外開催に係る理由書（市外開催の場合のみ）

【担当者連絡先】

〒

住所

氏名

TEL

Fax

E-mail



事業計画書

事業名	フェアリーテイル 第6回 四街道市民ミュージカル「ガス燈 妖精物語」
事業区分	●企画事業 ・ 記念・周年事業
日時	令和5年8月27日(日) 11:30 令和5年8月27日(日) 15:30
会場	名称 四街道市文化センター大ホール (収容定員 943名) 所在地 四街道市大日396
参加者人数	約 110人 (主催団体 15人 + 一般参加者見込 95人)

事業目的 【意義・効果】	<p>事業について、<u>市民参加の度合い(市民参加型や地域運動型等、教育普及効果の高さ)</u>、<u>公益性・公共性</u>、(芸術性、創造性)等が審査対象になりますので、具体的に詳しく記入下さい。</p>
	<p>市民参加性</p> <p>(市民にどのように参加してもらうのか、どのように呼びかけるのか等)</p> <p>1. 募集対象＝一般市民、小中高の児童・生徒(障がい者児)を含む。 2. 募集内容＝出演者、実行委員、ボランティアスタッフ 3. 募集方法＝令和5年1月より市の広報その他情報誌、SNS等により、全市民対象に募集。また募集チラシ・ポスターを市内12の公共施設を介して行う。特に市内の小中学校全児童対象に、市内の高校、あてに募集チラシを配布。更に、自治会掲示板・駅頭掲示板に募集ポスター掲示。横断幕の設置。</p> <p>特に公演の楽しさを知る過去の出演者に依頼する(毎回約30%参加)。 例年の実績では、上記参加予定者の95%が市内在住者・在勤者である。</p>
	<p>公益性・公共性</p> <p>(助成金の活用方法や効果、開催の意義等)</p> <p>質の高いプロの演出家・脚本家・音楽家・舞踊家を講師として招き、芸術文化に直接触れたり、あるいは観賞する中で、市民の芸術性、文化性の意識的高揚に貢献する。また、多世代の交流、障害のある人とない人の、自然な交流の場を提供することで、自然な中にも分け隔てのない人間観交流を実現することができる。参加者たちが歌い、踊り、演じる「楽しさ」を共有し、舞台と客席が一体となる瞬間を共有することで、市の芸術振興、文化振興の一助となることを確信している。</p>
	<p>期待される効果</p> <p>(今後の発展性等)</p> <p>1. 市民の芸術性、文化性の意識的向上 2. 市の芸術・文化振興の一端を担う 3. 社会教育の一環として、多世代交流、障がい者との交流の促進</p>

	その他	<p>(事業の特徴や独自性、特記事項等)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 近年「芸術は人を作る」と言われて、私たちも取り組みの中で子どもたちの成長する瞬間を目の当たりにし、多くの感動を共有している。 2. 実行委員会を要として、講師・市民参加者が一体となって舞台を作り上げる達成感を、個々に習得できる企画・運営である。 3. 内容の継承＝地域に関係する題材・テーマに統一し、市民の郷土愛や、郷土への関心を高める 4. 地域教育の一環＝多世代交流、障がい者との交流を体験することで、学校教育、家庭教育では得られない教育の場として提供する。
事業内容	ジャンル	音楽・●演劇・舞踊・伝統芸能・美術・文芸・文化財 その他()
	入場者見込数	1, 200 名 (事業が複数の場合は延べ人数)
	入場料の徴収	有 (2,000 円)・割引有 (子ども・障がい者 1,000 円)
	広報・周知方法	市広報・財団ニュース・SNS、小中学校にチラシ配布、駅頭掲示板ポスター貼り出し、市外 22 の自治体公共施設 (44) へのチラシ配布・ポスター貼付
	後援・協賛者	四街道市・教育委員会・社会福祉協議会・各新聞社・PTA など市民団体を予定

	構成等	<p>(演目や曲目、特別出演者、展示作品の種類や点数等、事業の内容を具体的に記入下さい。)</p> <p>演目：「ガス燈 妖精物語」</p> <p>脚本：白川 恵（市内在住）</p> <p>事業の内容：めいわ地区のガス灯通りを題材にしたものである。ガス灯の誕生と、現代までの流れを描いた内容である。「ガス灯からLED灯への交代」と「年配から若者への世代交代」とを掛け、反発し合うも、結びには理解を深め、尊重し合う姿をテーマとする。幅広い年齢層の人物設定により、老若男女様々な出演者が、適役で活躍している。登場人物のキャラクター、時代ごとに曲調とコンセプトを明確に決めることで、観客が懐古、共感ができ、「ワクワクする」シーン展開ができる。</p> <p>方法や形の違いはあるものの「希望の光溢れる世界」を望む気持ちは皆同じ。公演を通して、四街道市民、出演者、観客が、心を一つにできればと切に願っている。</p> <p>特別出演者：市長・教育長・市議会議員へ出演を呼びかける</p>
	その他・特記事項	<p>四街道市民ミュージカルは、市民の大きな関心事になるようこれからも、四街道市、教育委員会、公益財団法人四街道市地域振興財団と一緒に子どもたちの成長を願って継続していくことが私たちの理念です。</p> <p>コロナ感染対策は、引き続き注視しながら状況に即した対応を行います。</p> <p>舞台公演の成功を柱としていますが、そこに向かってワークショップから事後交流会まで三世代交流を通じた子どもたちの成長を促すことも大きな目標としています。</p> <p>従って事業の終わりは10月中旬のサツマイモ堀とします。</p>

収支予算書

【収入の部】

区 分		予算額 (単位千円)	積算内容			
			単位	数	金額 (単位円)	
事業 収入	チケット売上金	大人	2,000	2,000	1,000	2,000,000
		子ども・障がい者	150	1,000	150	150,000
		大人当日	125	2,500	50	125,000
	協賛金	企業・団体	50	10,000	5	50,000
			75	5,000	15	75,000
			90	3,000	30	90,000
		個人	40	1,000	40	40,000
小計 (ア)		2,530				
市助成金 (イ)		500	500,000	1	500,000	
自己 負担	参加費	大人	800	20,000	40	800,000
		小人・障がい者	350	10,000	35	350,000
		年長児・小2	75	5,000	15	75,000
		グループ参加 大人	30	3,000	10	30,000
		グループ参加 こども	20	2,000	10	20,000
	小計 (ウ)		1,275			
総額 (ア)+(イ)+(ウ)		4,305				

【支出の部】

区分		予算額 (単位千)	積算内容				
			単 価	数	単位	金額 (単価円)	
助成対象経費	謝金	会場整理	54	3,000	18	名	54,000
		駐車場誘導	9	3,000	3	名	9,000
	印刷費	公演チラシ	36	1.8	20,000	枚	36,000
		公演ポスター	12	40	300	枚	12,000
		プログラム (パンフレット)	75	50	1,500	枚	75,000
	出演費	指揮者	100	100,000	1	式	100,000
		公演ピアノ演奏	50	50,000	1	式	50,000
		公演エレクトーン	75	75,000	1	式	75,000
		公演ピアノ・エレクトーン譜面めくり 2名	20	10,000	2	式	20,000
	音楽費	作詞料	50	50,000	1	式	50,000
		作曲料	200	200,000	1	式	200,000
		ピアノ調律費	23	23,000	1	式	23,000
	通信費	運搬費	30	30,000	1	式	30,000
	文芸費	原作料	150	150,000	1	式	150,000
		美術プラン料	100	100,000	1	式	100,000
		衣装プラン	30	30,000	1	式	30,000
		舞台監督費	200	200,000	1	式	200,000
		舞台監督助手	30	30,000	1	式	30,000
	舞台費	大道具制作・運搬費	270	270,000	1	式	270,000
		小道具制作費	50	50,000	1	式	50,000
衣装制作費		100	100,000	1	式	100,000	
照明プラン・照明費		350	350,000	1	式	350,000	
音響プラン・音響費		400	400,000	1	式	400,000	
小計 (A)		2,414					
助成対象外経費	稽古費	演出	300	300,000	1	式	300,000
		演出助手	100	100,000	1	式	100,000
		歌唱指導 A	225	7,500	30	回	225,000
		歌唱指導 B	75	7,500	10	回	75,000
		振付	300	300,000	1	式	300,000
		稽古ピアノ	150	7,500	20	回	150,000
		稽古ピアノ	150	7,500	20	回	150,000
	交通費	演出	15	500	30	回	15,000
		演出助手	15	1,000	15	回	15,000
		稽古ピアノ	2	100	20	回	2,000
	舞台費	舞台製作・スタッフ弁当代	48	400	120	個	48,000
	消耗品費	消耗品費	50	50,000	1	式	50,000
		コロナ感染対策費	20	20,000	1	式	20,000
	印刷費	参加者公募チラシ	36	1.8	20,000	枚	36,000
		参加者公募ポスター	12	40	300	枚	12,000
	制作費	事務所経費	180	20,000	9	月	180,000
		事務人件費	180	20,000	9	月	180,000
		通信関係費	15	15,000	1	式	15,000
		その他	18	18,000	1	式	18,000
	小計 (B)		1,891				
総計 (A)+(B)		4,305					

四街道市民ミュージカル実行委員会会則

私たち「四街道市民ミュージカル実行委員会」は、この街に豊かな文化の発展を願い、市民ミュージカルがおりなす感動を共有したい。たくさんの感動に出会えたら、人として心豊かな感性が育まれます。「障がいのある人、ない人」が一緒になって、小さなお子さんから大人まで、幅広い市民文化交流による新しい市民文化の創出と、地域の人と心の絆を築く「市民ミュージカル」を立ち上げ、公演にとり組めます。

第1条（会の運営に当たっての所在地）

公演に当たって事務所を四街道市内におきます。

第2条（会の目的）

幅広い市民参加で「ミュージカル」を公演し、地域文化の発展に寄与することを目的とします。

第3条（公演の運営）

公演は「四街道市民ミュージカル実行委員会」が運営にあたります。

第5条（四街道市民ミュージカル実行委員会）

実行委員会は、15～20名で構成し、代表1名、副代表2名、事務局長1名、会計1名を選出し、必要に応じて実行委員会を開催し、運営にあたります。

第6条（会計監査）

会計監査2名を選出します。

第7条（収支決算）

*公演の終了後7日以内に収支決算を行い、共催団体の承認を受けるものとします。

*収支決算において剰余金が発生した場合は協議の上、次回の市民ミュージカル立ち上げ資金へ充当するか、福祉団体などへ寄付とします。

（付則）

①、 この会則は2012年7月4日より施行します。

四街道市芸術文化振興助成金交付要望書

令和 4 年 12 月 14 日

四街道市教育委員会教育長 様

申請者

住所又は所在地

四街道市

団体名

四街道混声合唱団

代表者氏名

中村 博高

TEL

【携帯】

下記の事業について助成金の交付をうけたいので、関係書類を添えて要望いたします。

記

1 事業名 四街道混声合唱団 創立 40 周年記念演奏会

2 交付要望額 200,000 円

3 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 規約・会則等、会員名簿
- (4) 活動内容の分かる資料（チラシ・パンフレット等）
- (5) 市外開催に係る理由書（市外開催の場合のみ）

【担当者連絡先】

〒

住所

氏名

Tel

Fax

E-mail:



事業計画書

事業名	四街道混声合唱団 創立40周年記念演奏会
事業区分	記念・周年事業
日時	令和5年9月17日(日) 14:00開演 16:00終演
会場	名称 四街道市文化センター (収容定員 943名) 所在地 四街道市
参加者人数	約 36人 (主催団体 36人 + 一般参加者見込 0人)

事業目的 【意義・効果】	事業について、市民参加の度合い(市民参加型や地域連動型等、教育普及効果の高さ)、公益性・公共性、(芸術性、創造性)等が審査対象になりますので、具体的に詳しく記入下さい。	
	市民参加性	(市民にどのように参加してもらうのか、どのように呼びかけるのか等) コロナ禍継続の中、一般参加者を募集しての演奏会については安全な練習態勢および練習会場の確保が難しく演奏会でもリスクが高くなるため、団員のみでの演奏会とせざるをえなかった。 市民の皆様には観客として参加していただくこととなりますが、より多くの皆様においでいただけるよう、チラシ、ポスター、市の広報、新聞、案内状、団員よりの勧誘等でご案内いたします。幅広い客層の皆様が合唱を楽しんでいただけるような楽曲を演奏し、合唱団と観客の心がひとつになるようなステージにしたいと思っております。
	公益性・公共性	(助成金の活用方法や効果、開催の意義等) 多くの市民の皆様にご覧に足を運んで合唱の楽しさに接していただけるよう入場無料での演奏会といたしたく、演奏会開催にかかる費用は団員の日々の積み立てによる負担とお願いする助成金で充当することとさせていただきます。よろしくお願いいたします。
	期待される効果	(今後の発展性等) コロナ禍継続の中、我々の歌声を通じ多くの幅広い年齢層の市民の皆様にご覧に心ご安らぎ、元氣と勇氣を感じていただけるものと存じます。 四街道の音楽・合唱を愛する市民の底辺を拡大し、合唱音楽文化の振興に貢献していきたいと存じます。
	その他	(事業の特徴や独自性、特記事項等) 四街道混声合唱団は創立40周年を迎えました。 市内で最も歴史のある混声合唱団として、毎年のように定期的に演奏会を開催し、四街道の音楽・合唱を愛する市民の皆様にご覧に親しまれてまいりましたが、コロナ禍のため、創立40周年記念演奏会は3年ぶりの演奏会となります。

事業 内 容	ジャンル	音楽（合唱）演奏会
	入場者見込数	700名（事業が複数の場合は延べ人数）
	入場料の徴収	有（ 円） ・ 無 / 割引（有・無）
	広報・周知方法	チラシ、ポスター、市広報・地域新聞・各新聞、案内状、 団員による勧誘等
	後援・協賛者	四街道市教育委員会 （これまでと同様にお願いしたいと存じます）
	構成等	<p>（演目や曲目、特別出演者、展示作品の種類や点数等、事業の内容を具体的に記入下さい。）</p> <p>演奏曲目（予定）： 四街道混声合唱団団歌、日本古謡、日本民謡 男声合唱、世界の愛唱歌・宗教曲 親しまれているかつて発表した合唱曲 混声合唱組曲「水のいのち」</p> <p>演奏会では、四街道で歌うことを謳歌する団歌を皮切りに日本民謡・日本古謡の良さを再発見していただき、ハーモニーの素晴らしさを感じる世界の愛唱歌や四街道ではなかなか聞けなくなった男声合唱、長い合唱団の歴史の中で皆様に親しまれた楽曲、混声合唱の代表的名曲「水のいのち」など、40周年に相応しい盛りだくさんなステージで、市民の皆様に混声合唱の楽しさを十二分に感じていただけるような演奏会を目指しております。</p>
その他・特記事項	演出、構成、すべて団員による手づくりのコンサートです。 コロナ禍継続の場合には、その対策を講じての演奏会といたしたく存じます。 30周年記念演奏会と同様、40周年記念演奏会も助成金をいただくことにより資金不足を補い、充実した演奏会にしたいと存じます。	

収 支 予 算 書

【収入の部】

区 分		予 算 額 (単位：千円)	積 算 内 容 (単位：円)
事業 収入			
	小 計 (ア)	0	
市助成金 (イ)		200	助成金対象経費の1/2 (最大 200,000 円)
自 己 負 担	団費補充金	580	団の月会費および積立金より
	小 計 (ウ)	580	
総額 (ア) + (イ) + (ウ)		780	

【支出の部】

区 分		予 算 額 (単位：千円)	積 算 内 訳 (単位：円)
助 成 対 象 経 費	会場費	200	文化センター会場使用料 85,000 備品・控え室等使用料 115,000
	設営費	40	看板製作取付け費 40,000
	謝礼金	90	ゲネプロ指導費 50,000 ステージマナー・ビデオ・受付 場内整理などのお礼 40,000
	出演費	120	当日指揮者・ピアニスト・ アナウンサー
	印刷費	80	チラシ・ポスター・プログラム チケット
	記録費	30	録画費・録音費・写真
	通信費	40	招待状・礼状、郵券、葉書封筒
小 計 (A)		600	
助 成 対 象 外 経 費	補習指導費	70	特別練習指導費用
	会場使用料	30	特別練習会場使用料 打合せ・準備用会場使用料
	雑費	80	花束 当日弁当・飲物代 打ち上げ費用(ゲスト参加分) 消毒・体温測定関連費用 その他(文具等)
小 計 (B)		180	
総計 (A) + (B)		780	

四街道混声合唱団 規約

第一章 総 則

第1条 本団は四街道混声合唱団と称し、事務所を団長宅に置く

第二章 目的及び事業

第2条 本団は合唱音楽の技術向上と、団員相互の親睦を図り、地域社会における文化的水準の高揚に寄与することを目的とする。

第3条 本団は前条の目的を達成するために、次の活動を行うものとする。

1. 合唱練習
2. 演奏会
3. 合唱行事への参加
4. レクリエーション
5. その他目的達成に必要な諸活動

第三章 団 員

第4条 団員は本規約を認め、常に団とその活動を共にする合唱愛好者とする。

第5条 団員は団のすべての活動・運営に対して、自由に発言し得ると同時に各々団の発展に努めなければならない。

第6条 入団及び退団は、役員会においてこれを認める。退団規定は別にこれを定める。

第四章 賛 助 会 員

第7条 賛助会員は本団の主旨に賛同し、団の活動に対し助言・援助を与え得るもので、団員の推薦により役員会がこれを委嘱する。

第五章 機関

第8条 本団に総会・役員会をおく。

第一節 総会

第9条 総会は本団の最高議決機関であり、団員をもって構成する。

第10条 総会は毎年1回以上、役員会がこれを召集しなければならない。

第11条 総会は団員総数の2分の1以上の要請、あるいは役員会の議決があったとき、臨時に召集されなければならない。

第12条 総会は団員総数の過半数の出席をもって成立する。但し、委任状を含む。

第13条 総会の議決は出席者の過半数の賛成による。賛否同数の場合は議長がこれを決定する。

第14条 総会の議長は原則として、役員以外のものから選出する。

第15条 総会に付議すべき事項は次のとおりとする。

1. 活動に関する件
2. 会計に関する件
3. 規約に関する件
4. 役員の選任に関する件
5. その他、必要事項

第二節 役員会

第16条 役員会は総会に次ぐ議決機関であり、かつ、総会の信託に基づいて本団の運営を担当する執行機関とする。役員会において付議すべき事項は次のとおりとする。

1. 活動計画に関する件
2. 公演に関する件
3. 賛助会員に関する件

4. 指導者に関する件
5. 予算・決算に関する件
6. その他必要事項

第六章 役員

第17条 本団に役員6名前後をおく。

第18条 役員は総会において選出するものとし、その任期は1年とする。
但し、再任は妨げない。

第19条 役員は互選により、団長及び会計を選出する。

第七章 指導者

第20条 本団は音楽上の指導者として、常任指揮者・ヴォイストレーナー・ピアニスト等を招聘することができるものとする。

第21条 指導者は役員会が委嘱する。

第八章 会計

第22条 本団の経費は団費及び寄付金その他の収入をもって支弁する。

第23条 団費は毎月初回の練習日に納入しなければならない。但し、本団の運営上基金に不足が生じた場合は、臨時徴収をすることができる。
金額は別に定める。

第24条 入団金は入団と同時に納入しなければならない。金額は別に定める。

第25条 本団の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終了するものとする。

第九章 パートリーダー

第26条 本団にパートリーダー4名をおく。

第27条 パートリーダーは各パート内の互選により選出する。

第28条 パートリーダーは各パート内のまとめ役として、役員会を補佐する。
パートリーダーが役員を兼任することを妨げない。

第 十 章 監 事

第29条 本団に監事2名をおく。

第30条 監事は本団の会計を監査し、総会においてこれを報告する。

第31条 監事の選任及び任期は次の如くとする。

1. 監事は総会において選出する。
2. 監事は役員と兼任することができない。
3. 任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

第 十 一 章 規 約 改 正

第32条 本規約の改正は、総会出席者の3分の2以上の賛成をもって成立する。

以上

制定：昭和57年10月31日

改定：昭和59年12月9日

第18条：任期 1年 → 4月1日～3月31日

第25条：1月1日～12月31日 → 4月1日～3月31日

改定：平成20年7月1日

第1条：代表役員 → 団長

第16条の5：予算 → 予算・決算

第17条：5～6名 → 6名前後

第18条：4月1日～3月31日 → 1年

第19条：代表役員、会計役員 → 団長、会計

第28条：役員との兼任可

団 費 規 定

— 規約第 23 条・24 条参照 —

第1条 団費は毎月、当該月の出席回数の多少にかかわらず、一般 4,000 円、高校生以下 2,000 円とする。ただし同一親族の 2 人目からは、これを一般 3,000 円、高校生以下 1,500 円とする。

第2条 入団に際しての入団金は、2,000 円とする。

第3条 臨時に徴収する団費については、その都度総会において協議決定する。

以上

制定 : 昭和 57 年 10 月 31 日 1,000 円 500 円
改正 : 昭和 59 年 12 月 9 日 1,500 円
改正 : 昭和 62 年 2 月 22 日 2,000 円 1,000 円
改正 : 平成 10 年 4 月 7 日 3,000 円 1,500 円
改正 : 平成 12 年 8 月 29 日 (休団費の追加)
改正 : 平成 20 年 7 月 1 日

(家族→親族、休団費の削除、臨時徴収団費の決め方の追加)

改正 : 平成 31 年 4 月 2 日 4,000 円 2,000 円
(毎月臨時に徴収していた定期演奏会用積立金、1,000 円を
今後は団費として徴収する。)

退団規定

— 規約第 6 条関係 —

第1条 退団は原則として、本人よりの文書による届出に基づくものとする。

第2条 次の場合は役員会の決定により、退団として扱われる場合がある。

1. 無届で引き続き 3 か月以上欠席した場合
2. 団費の納入が引き続き 3 か月以上ない場合
3. その他不都合があった場合

以上

制定 : 昭和 57 年 10 月 31 日

慶 弔 規 定

—規約第2条参照—

第1条 団員相互の親睦を一層図り、団の活動への功績に報いるため、以下の慶弔規定を設ける

第2条 団員の慶事については、その対応を役員会において、協議し決定する。

第3条 団員への弔意・病氣見舞金については、以下の基準を参考に役員会において協議し決定する。団員以外の場合については、その対応を役員会において、協議し決定する。

基 準

1. 在籍1年以上の団員を対象者とする。
2. 逝去の場合
生花またはその相当額 (10,000 円)
3. 10日以上病氣入院の場合
見舞金 5,000 円

以 上

制定 : 平成12年 8月29日

改定 : 平成20年 7月 1日

(基準、10,000円、入院日数)

芸術文化振興助成金事業実績 <平成27年度～令和4年度>

No.		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1	団体名	四街道市民ミュージカル実行委員会	交付事業なし	四街道市民ミュージカル実行委員会	四街道市民オペラ実行委員会	四街道市民ミュージカル実行委員会	四街道市美術協会	四街道市民ミュージカル実行委員会	四街道市民オペラ実行委員会
	代表者名	濱砂 喜富		濱砂 喜富	仲村 保徳	猿田 重昭	櫻井 邦彦	羽鳥 由美子	仲村 保徳
	事業名	四街道市民ミュージカル公演Ⅱ		第3回 四街道市民ミュージカル公演	第1回 四街道市民オペラ公演	第4回 四街道市民ミュージカル公演	第30回郷土作家展 記念作品集刊行	第5回 四街道市民ミュージカル公演	第3回四街道市民オペラ公演
	実施日 実施場所	平成27年8月29日・30日 市文化センター		平成29年9月2日・3日 市文化センター	平成30年9月1日 市文化センター	令和元年8月31日・9月1日 市文化センター	<事業中止>	<事業中止>	令和4年8月27日 市文化センター
総事業費	6,366,150円	0円	3,490,958円	5,373,000円	5,150,516円	442,000円	5,584,000円	4,410,065円	
助成金	500,000円	0円	500,000円	500,000円	500,000円	200,000円	500,000円	500,000円	
2	団体名	四街道市大正琴同好会				四街道写友会	四街道市民オペラ実行委員会	四街道市美術協会	
	代表者名	水野 静代				松崎 慎治	仲村 保徳	櫻井 邦彦	
	事業名	四街道市大正琴同好会20周年記念演奏会				四街道写友会創立40周年記念写真展	四街道市民オペラ公演	第30回郷土作家展 記念作品集刊行	
	実施日 実施場所	平成27年7月30日 市文化センター				令和元年5月28日～6月2日 市民ギャラリー	<事業中止>	令和4年2月1日発行	
総事業費	713,627円	0円	0円	0円	78,051円	5,556,433円	442,000円	0円	
助成金	200,000円	0円	0円	0円	21,000円	500,000円	200,000円	0円	
3	団体名	マンドリーノ・チェリー				歌踊会	四街道シニア・ポップス・オーケストラ	四街道シニア・ポップス・オーケストラ	
	代表者名	星野 則子				水野 静代	佐々木 信一	日和 一郎	
	事業名	マンドリーノ・チェリー創立15周年記念演奏会				第50回記念 歌踊会	10周年記念定期演奏会	10周年記念定期演奏会	
	実施日 実施場所	平成28年3月21日 市文化センター				令和元年7月7日 市文化センター	<事業中止>	令和4年1月16日 市文化センター	
総事業費	541,878円	0円	0円	0円	547,494円	484,000円	500,000円	0円	
助成金	128,000円	0円	0円	0円	150,000円	164,000円	172,000円	0円	
4	団体名								
	代表者名								
	事業名								
	実施日 実施場所								
総事業費	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
助成金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
年間総事業費	7,621,655円	0円	3,490,958円	5,373,000円	5,776,061円	0円	942,000円	4,410,065円	
年間総助成金	828,000円	0円	500,000円	500,000円	671,000円	0円	372,000円	500,000円	

○四街道市芸術文化振興助成金交付要綱

平成6年3月28日

告示第49号

改正 平成16年8月19日告示第136号

平成21年3月30日告示第63号

平成23年3月30日告示第55号

平成25年3月28日告示第37号

平成26年3月31日告示第65号

平成27年3月30日告示第42号

平成30年3月30日告示第49号

平成31年3月31日告示第55号

令和3年3月12日告示第32号

(趣旨)

第1条 市長は、芸術文化の振興を図るため、市民が行う芸術文化活動に要する経費について、四街道市補助金等交付規則（昭和46年規則第6号。以下「規則」という。）及びこの告示に基づき、当該年度の予算の範囲内において四街道市芸術文化振興助成金（以下「助成金」という。）を交付する。

(対象事業)

第2条 助成金の交付対象となる活動（以下「事業」という。）は、次に掲げるとおりとする。ただし、政治的又は宗教的な宣伝意図を目的とする事業及び営利目的が顕著な事業は対象としない。

- (1) 音楽、演劇、舞踊、演芸、伝統芸能等の公演又は公開
- (2) 美術の展示及び関連活動
- (3) 文芸、映像芸術の創造又は公開
- (4) 伝統的建造物、遺跡等を保存し、又は活用する活動
- (5) 民俗芸能を保存し、又は活用する活動
- (6) 文化財の保存技術又は伝統工芸技術の伝承又は復活のための活動

2 前項に規定する事業は、市の区域内又はこれに隣接する市の区域で実施するものに限るものとする。

(平21告示63・平25告示37・一部改正)

(対象経費)

第3条 助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、1事業につき500,000円を上限とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 市の区域内で実施する事業 助成対象経費総額の2分の1以内の額
- (2) 市に隣接する市の区域で実施する事業 助成対象経費総額の4分の1以内の額

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(平16告示136・平21告示63・平25告示37・一部改正)

(交付申請)

第5条 規則第3条の規定により助成金の交付を受けようとする者は、芸術文化振興助成金交付申請書（様式第1号）を当該年度の4月30日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、芸術文化振興助成金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

(変更等の承認)

第7条 前条の規定により交付の決定を受けた申請者は、事業計画等の内容を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）しようとするとき、又は事業を中止若しくは廃止しようとするときは、芸術文化振興助成金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、助成金

の交付決定の内容を変更し、又は一部若しくは全部を取り消すことができる。

2 第5条第2項の規定は、前項の場合において準用する。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定により実績報告をしようとする者は、芸術文化振興助成金実績報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算(見込)書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定により助成事業の完了に係る成果の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成金の交付の決定と適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき額を確定し、芸術文化振興助成金交付確定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第10条 前条の規定により通知を受けた申請者が助成金の交付を受けようとするときは、芸術文化振興助成金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(交付方法)

第11条 助成金の交付方法は、前条に規定する請求者が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成6年4月1日から施行する。

(平23告示55・旧附則・一部改正)

(失効等)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度の予算に係る助成金については、この告示は、同日後も、なおその効力を有する。

(平23告示55・追加、平26告示65・平27告示42・平30告示49・

一部改正)

附 則 (平成16年告示第136号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成21年告示第63号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年告示第55号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年告示第37号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年告示第65号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成27年告示第42号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成30年告示第49号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成31年告示第55号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年告示第32号)

この告示は、公示の日から施行する。

別表 (第3条第1項)

芸術文化振興事業助成対象経費一覧

項目	内容
謝金	講師謝金、編集謝金、調査謝金、原稿執筆謝金、会場整理員賃金等
旅費	交通費等
消耗品費	事業用消耗品費等
宣伝費	広告宣伝費 (新聞、雑誌、駅貼り等)、立看板費等
印刷費	プログラム・パンフレット印刷費 (無料配布する場合)、図録印刷費 (無料配布する場合)、台本印刷費、入場券印刷費、チラシ印刷費、ポスター印刷費、報告書印刷費、資料印刷費等

記録費	録画費、録音費、写真費等
委託費	調査委託費、人形・楽器・衣装等製作委託費等（特に認められた場合に限る。）、公演委託費等
資料等購入費	資料購入費等
原材料費	資材購入費等
出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、俳優等出演料等
音楽費	作曲料、編曲料、作詞料、副指揮料、稽古ピアニスト料、調律料、写譜料、楽器製作料等
通信費	通信連絡費、運搬費等
文芸費	演出料、監修料、振付料、舞台監督料、デザイン料、プラン料、各種助手料、台本料、訳詞料、著作権使用料等
使用料及び賃借料	会場使用料（付帯設備費を含む。）、楽器借上料、器具等借上料、作品借上費、機器借上料、道路使用料、駐車料等
設営費	会場設営費、展示工作・撤去費等
舞台費	大道具費、小道具費、衣装費、照明費、効果費等
保険料	保険料等
保全・補修費	町並み等の保全・補修経費等

四街道市芸術文化振興助成金交付に係る審査基準

(趣旨)

第1条 この基準は、四街道市芸術文化振興助成金交付要綱（平成6年告示第49号。以下「要綱」という。）第6条の審査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において使用する用語の意義は、要綱の例による。

(基準)

第3条 要綱第1条に規定する「市民が行う」とは次に掲げるものをいい、審査の際は第1号に該当するものを優先するものとする。

- (1) 市民自らが要綱第2条第1項に規定する事業を行うもの
- (2) 市民自らは要綱第2条第1項に規定する事業を行わないが、事業の企画や運営に参加するもの

第4条 要綱第2条第1項に規定する事業について、次に掲げる事業に該当するものを優先する。

- (1) 企画事業（実行委員会等を組織して行うものとする。）
- (2) 記念事業、周年事業（おおむね10周年以上のものとする。）

2 要綱第2条第1項ただし書の規定のほか、次に掲げる事業については要綱の助成金の対象からは除くものとする。

- (1) 学校、企業、職能団体及びこれらに準ずる団体が行う活動
- (2) 教授所、教室等が行う稽古事等の発表活動
- (3) 団体の総会、集会等の活動
- (4) 販売、出版、寄付等を目的とした活動
- (5) 要綱の助成金のほかに公的な機関から補助金や委託費等が支出されている事業

第5条 要綱第2条第2項に規定する事業の実施区域の優先順位は、次に掲げる順序とする。

- (1) 四街道市の区域内
- (2) 四街道市に隣接する市の区域

2 前項第2号に規定する区域で助成金の交付対象となる活動は、記念事業及び周年事業のみとし、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 国・県等公共団体により依頼があった場合

(2) 施設の工事等により市内での会場の確保が困難な場合

(3) 市長が特別に認める場合

第6条 要綱第3条に規定する助成対象経費は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 公演及びリハーサル、ゲネプロなどの直接的経費とし、練習に係るものは除く。

(2) 主催団体の構成員に支払われる経費（賃金、謝金、手数料、委託料、交通費）は除く。

(3) 主催団体又は、個人の所有となる備品（楽器、楽譜、事務機器、衣類等）は除く。

第7条 要綱第4条第1項に規定する助成金の額については、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 企画事業は50万円を上限とする。

(2) 記念事業、周年事業は20万円を上限とする。

（審査）

第8条 要綱第6条に規定する審査に当たっては、四街道市社会教育委員の審議を経るものとする。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項第2号については、平成26年度以降の適用とする。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。